

# 社会福祉法人 センス オブ ワンダー つながるほいくえん 御幸が原 保護者会会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、社会福祉法人センス オブ ワンダー つながるほいくえん御幸が原保護者会と称する。

(目的)

第2条 この会は、社会福祉法人センス オブ ワンダー つながるほいくえん御幸が原と保護者の連絡を密にし、互いに協力し合い、園児を心身共に健やかに育成する様に努めることを目的とする。

(会員)

第3条 この会は、社会福祉法人センス オブ ワンダー つながるほいくえん御幸が原に通園する園児の保護者をもって組織する。

(事務所)

第4条 この会の事務所は社会福祉法人センス オブ ワンダー つながるほいくえん御幸が原におく。

## 第2章 行 事

(行事)

第5条 この会は第2条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 懇親会の開催
- (2) 会員相互の親睦と教養を高め、豊かな人間性の陶磁を図ること。
- (3) その他、会員の総意に基づくこと。

(会の性格)

第6条 この会は、園の行う保育方針及び管理並びに運営等に干渉したり、いかなる名目であっても特定の政党や宗教を支持したり、またはその目的で役員の名を用いてはならない。

(行事予定)

第7条 この会の行事年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第3章 役 員

(役員及び任期)

第8条 この会は次の役員をおき、任期を前条に定める行事年度の期間とする。但し再任を妨げない。

	5歳児	4歳児	3歳児
役員	会長1名 副会長1名	会計監査2名	役員2名

(役員)

第9条 会長、副会長、会計監査、をおく。

(役員を選出方法)

第10条 役員を選出は各クラスにおいて推薦の方法により行う。

(役員の仕事)

## 第 11 条

- (1) 会長は、会を代表し、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、これを代理する。
- (2) 会計は、この会の出納事務に従事する。
- (3) 監査は、会の会計が適切に行われているかどうか監査する。
- (4) 書記（会議議事録作成）は、5 歳児副会長が兼務する。

## 第 4 章 会 議

（定期総会）

### 第 12 条

総会は少なくとも年度中、1 回 4 月に開催するものとし会長が招集する。

4 月の総会は、前年度の決算を審議し本年度の役員を選任しその他の事項（保護者会費等）を審議する。

（臨時総会）

### 第 13 条

会長は、必要があると認めた時は、臨時総会を招集することができる。

会長は、会員の 4 分の 1 以上の者から理由を附して討議すべき事項を示し、総会を招集すべき旨の要求があった時には臨時総会を招集しなければならない。

（役員会）

第 14 条 この会の運営および予算ならびに収支の立案に際し、役員会を開くことができる。

## 第 5 章 会 計

（収支）

### 第 15 条

- (1) この会の運営に要する経費は次の収入による。
  - ① 会費（園児 1 名につき月額 350 円とする）
  - ② 雑収入
- (2) 前項第 1 号の会費は、特殊な事情があると認められた時は、役員会の決定により、会費の減免をすることができる。
- (3) 年度途中で退会する場合であっても会費の返金を行わない。

（会計年度）

第 16 条 この会の会計年度は、第 7 条を準用する。この場合『行事年度』と『会計年度』と読み替えて、できるだけ詳細に報告しなければならない。

（決算）

第 17 条 決算は、認証書類を添えて、できるだけ詳細に報告しなければならない。

### 集金について

6 か月毎に保護者会費を徴収しますので、中旬までに納めて頂きますようご協力ください。

なお、おつりのないようお願い致します。